岡 山 県　岡山労災病院及び吉備高原医療リハビリテーションセンター
広 島 県　中国労災病院
山 口 県　山口労災病院
香 川 県　香川労災病院
愛 媛 県　愛媛労災病院
福 岡 県　九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター
長 崎 県　長崎労災病院
熊 本 県　熊本労災病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、公立学校共済組合職員労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成22年３月25日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場(山形県、東京都、岐阜県、広島県及び愛媛県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月 19 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

山 形 県　公立学校共済組合東北中央病院
東 京 都　公立学校共済組合関東中央病院
岐 阜 県　公立学校共済組合東海中央病院
広 島 県　公立学校共済組合中国中央病院
愛 媛 県　公立学校共済組合四国中央病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国金属機械労働組合港合同南労会支部から、賃金引上げ等の要求に関して、平成22年３月22日以降、同組合の組合員が従事する医療法人南労会松浦診療所、医療法人南労会紀和クリニック及び医療法人南労会紀和病院の全職場(大阪府及び和歌山県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月 19 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ＫＤＤＩ労働組合から、年間一時金等の要求に関して、平成22年３月23日以降、同組合の組合員が従事するＫＤＤＩ株式会社の全職場（全国）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月 19 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十二年三月八日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十二年三月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

行った測量及び調査の名称	地図及び簿冊の名称
都市再生機構 独立行政法人	土地区画整理事業に係る換地計画書及び換地計画に係る区画確定図及び清算金徴収簿

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

東京都中央区新川１丁目22番15号**日本精蠟株式会社**の工場財団に山口県周南市大字大島字石田1582番４徳山工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年３月 19 日

山口地方法務局周南支局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成22年３月12日から１週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年３月 19 日

さいたま地方法務局長　西川　　優

記

氏名　古屋　　健
所属する土地家屋調査士会　埼玉土地家屋調査士会
登録番号　埼玉第2254号
事務所の所在地　埼玉県飯能市美杉台５丁目17番地ライフヒルズ飯能美杉台２番館202号室
違反行為　現地調査確認義務違反等

前払式証票発行者の発行保証金に係る配当表公示

前払式証票の規制等に関する法律施行令第11条第５項の規定により次のように公示する。

１．前払式証票発行者の商号　株式会社オーケーエンタープライズ
２．代表者の氏名　代表取締役　小泉　寛治
３．住所　諫早市多良見町市布1172番地１
４．配当表
⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額　7,500,000円
⑵　権利の実行に係る申出等の総額　155円①
⑶　配当の割合　100%
⑷　発行保証金の還付手続きに要した費用　77,990円②
うち申出者等ごとの還付額に応じて負担する費用
（官報公示費用）　77,910円③
申出者等ごとに定額で負担する費用
（証明書郵送費用）　80円④
⑸　申出者等の人数　１人⑤
⑹　申出者等への払渡額の算式
各申出額－（③×各申出額÷①＋④÷⑤）
（各申出額－(③×各申出額÷①＋④÷⑤)が各申出額を超えた場合は各申出額を限度とする。）

※前払式証票発行保証金規則第17条第２項の規定による還付手続きに要した費用（上記②）については、権利の実行に係る申出等の総額（上記①）を限度として歳入徴収官福岡財務支局財務主幹に支払うこととし、各申出者等への払渡額は、各申出者等の配当額から還付手続きに要した費用の各申出者等ごとの負担額を控除した額とする。

平成 22 年３月 19 日

福岡財務支局長　上野　善晴

待矢場両堰土地改良区役員の退任及び就任の公告

群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する待矢場両堰土地改良区から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成 22 年３月 19 日

関東農政局長　皆川　芳嗣

１　退任

役職	氏名	住所
理事	増田　武志	群馬県館林市下早川田町854番地１
〃	木村　實	群馬県太田市新野町1216番地
〃	青田　富夫	群馬県邑楽郡大泉町北小泉３丁目13番23号
〃	谷田部昭一	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀449番地
〃	小磯　典夫	群馬県太田市新田市町81番地
〃	深田久三郎	群馬県太田市緑町613番地５
〃	岡村喜代恵	群馬県館林市岡野町甲402番地１
〃	三田　恒夫	栃木県足利市荒金町117番地１
〃	牛久保榮治	群馬県太田市茂木町1006番地１
〃	石井　清志	群馬県太田市安良岡町乙548番地
〃	星野　繁夫	群馬県太田市強戸町475番地
〃	大竹　一廣	群馬県太田市脇屋町624番地
〃	池上　富夫	群馬県太田市内ヶ島町527番地
〃	富澤　公晴	群馬県太田市高林南町805番地３
〃	関谷　榮一	群馬県邑楽郡邑楽町大字石打940番地１
監事	小野澤佐一	群馬県太田市上田島町362番地
〃	川島　英夫	群馬県館林市上三林町2353番地
〃	横山　米吉	群馬県太田市東今泉町288番地１